

産業廃棄物処理委託業務仕様書

本仕様書は、京丹波町（以下「甲」という。）が委託する産業廃棄物処理業務の仕様を定めるものであり、受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書に基づき、誠実に業務を遂行するものとする。

1 目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守し、甲が排出する産業廃棄物の処理を、乙が受託し、適正に処理することを目的とする。

2 委託期間

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

平成25年6月1日から平成28年5月31日まで（3年間）とする。

3 業務内容

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守して産業廃棄物の収集運搬・処分業務を行う。

- (1) 甲から発生する産業廃棄物は関係法令等を遵守のうえ、適正に収集運搬する。
- (2) 甲から発生する産業廃棄物を許可された施設で適正に処分する。
- (3) 上記許可事項に変更があった場合は、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可書の写しを提出する。

4 廃棄物の種類

甲が乙に委託する廃棄物の種類は次の各号に掲げる廃棄物の混合廃棄物とする。

- (1) 廃プラスチック類
- (2) 紙くず
- (3) 木くず
- (4) 繊維くず
- (5) ゴムくず
- (6) 金属くず
- (7) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- (8) がれき類

5 処理予定数量

甲が乙に委託する年間予定処理数量は、年間100立方メートルとする。

6 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

- (1) 甲、乙は上記4の産業廃棄物の収集・運搬及び処分につき、産業廃棄物の種類・数量等を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）による業務確認を行う。
- (2) マニフェストは業務委託料に含み、乙が甲に必要量提供する。

7 責任

乙は、甲から委託された産業廃棄物を、受入れから処分の完了まで、関係法令に基づき適正に管理する責任を負う。この間に発生した事故は、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負うものとする。

8 資格等

乙は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項の規定に基づき、甲にかかる処理に関する全ての許可を受けた業者でなければならない。

乙は甲が委託した廃棄物の処分について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第6項の規定により、甲にかかる処理に関する全ての許可を受けた業者に行わせることができる。

9 業務遂行注意事項

作業にあたっては、服装、用具を整え、事故防止に努めるよう注意しなければならない。

10 契約内容

- (1) 支払方法 月末締め後払
- (2) 見積金額 上記4の産業廃棄物の1立方メートルあたりの処理に要する金額（単価）を記載し、上記5の処理予定数量（年間）に単価を乗じた年間金額の合計（消費税相当額は含まない）で入札し、予定価格の制限の範囲内で最低の合計金額をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 入札単価 年間の予定数量に変動があり、不確定なため、入札後は単価契約とする。
- (4) 上記産業廃棄物処理委託業務の見積金額については、収集運搬費処理費、マニフェスト代等のすべてが含まれたものとする。

11 提出書類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物処理業の許可書（写し）を入札書とともに提出してください。下記書類の提出がない場合、又は書類に不足があった場合、無効として取り扱いますので、ご注意ください。

1 2 特約事項

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約のため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算について減額又は削除があった場合、甲は、本契約を変更し、又は解除することができる。

前項の規定により本契約を変更し、又は解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、乙に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は甲乙協議して定めるものとする。